

平成23年 3月28日

平成23年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第3回教育委員会定例会会議録

平成23年3月28日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	福本 英 也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅 三 男
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	榎田 隆 一

計 9 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第3回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第3回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

次に、会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

3月10日には臨時会があり、その後、委員の皆さんとともに羽田空港の管制塔に行った。夕暮れが迫る中、360度のパノラマから見事な景観を堪能したわけだが、それがはるか昔のことのよう思えてくる。3月11日の東北地方太平洋沖地震の影響により、社会に激震が走っているという感じがする。大震災のときには、私どもは10階本会議室で第1回定例会の本会議最終日で議論をしていた。いきなり揺れが始まり、10階ということもあり相当な揺れがあった。5分間くらい揺れている最中に、ギシギシという金属音がしていた。この建物は耐震構造になっているから大丈夫だと思ったが、天井にある構築物の幾つかが落ちてくるのではないかという懸念もあり、机の下に避難する方もいた。それ以上審議できないということで本会議は中止になり、1週間後の3月18日に残りの議論をして議決し、最終的に平成23年度予算が可決された。

3月11日はJRも私鉄も止まったため、大きな問題としては、帰宅困難者が発生しているということがあった。アプリコや小学校等を一時的に開放し、大田区全体で2,500人程の帰宅難民を受け入れた。

3月13日には大田区の災害対策本部が開かれた。東京電力から計画停電の実施について説明があり、大田区でも対象地域があるということであった。区内の対象地域がどこかという情報収集や計画停電が実施された場合に区民生活にどのような支障が出るのかといった分析をし、できるものは事前に対応していこうという考え方で開催された。しかし、どこの地域が停電になるのかという情報がなかなか示されなかった。北千束とある程度地域が固まったが、もし北千束付近が計画停電の範囲になると、清水窪小学校・赤松小学校・石川台中学校があるので、朝方に停電をされると、給食を作れない状態になる。この対策をどうするのか等、いろいろ気をもんだ。東京電力では、本社が停電の実施について計画しているが、支社では明確な情報を持っていなかった。東京電力のホ

ホームページには、大田区内では田園調布や羽田を含めた10箇所程度で計画停電を実施すると明記されていたが、現状では北千束ではないのかという話もあり、危機管理担当が東京電力と交渉していたが、なかなかわからないということがあった。

3月14日になって、学校は対象地域に入らないことがわかり、ひとまず安心したが、その後また情報が撤回されて、北千束は計画停電に入らないことになった。現在は、荒川区と足立区が2箇所だけで計画停電が実施されていると不服を出しているが、結局、大田区内では対象地域はないということで、東京電力に随分振り回され、危機管理や情報管理はひどく混乱していると感じた。東京電力は、大田区内10箇所程度の地域指定について、ホームページからなかなか削除しなかった。このため、羽田地域やその他の区民の方々からは、自分の地域も停電するのではないのかという問い合わせが、区役所に寄せられ、情報混乱が收拾するまで随分時間がかかった。

その後は、東京でも放射能による汚染があり危険なのではないか、学校の校庭で運動などをさせるべきではないのではないのか、水道水は大丈夫なのかという問い合わせがかなりあった。それに対して教育委員会としては、区内の学校に対して安全だから通常のとおりしっかり授業をやってほしいという通知などを出して対応してきた。

この間、3月12日に予定されていた区立小・中学校の伝統音楽演奏会が、余震などが懸念されるということで中止となった。3月11日に中学校4校と小学校1校が東京ディズニーランドに行っていて、その生徒たちが帰れなくなってしまった。この際、東京ディズニーランドが児童・生徒たちに対して適切な対応をとらなくて、敷地の外に出すことしか考えなかったのではないかと疑われる対応があったようだ。ともかく子どもたちを近隣の学校に一時避難させてもらえるように、東京都教育委員会を通してこちらからアクションを起こした。また、東京ディズニーランドに対してもきちんと対応してくれるように依頼して、どうにか子どもたちが近隣の学校や東京ディズニーランド内のレストランなどの施設に避難した。東京ディズニーランドで足止めとなった子どもたちのうち、翌日の伝統音楽演奏会のメンバーでもいたので、とても練習する間もないということもあり定期演奏会は中止にした。

また、3月21日の東京駅伝や初めての百人一首大会も取りやめになり、大変残念なことが続いてきた。落ち着きを取り戻されるまでは、難しいと考えている。

3月18日の中学校の卒業式、それから3月24日の小学校の卒業式については、順当に挙行されて問題はなかった。それなりにいい卒業式が行えたと思っている。

今後、4月1日付けで多くの校長、副校長、教育委員会事務局管理職の異動があるので、新しい気持ちで気を引き締めて、新しい体制の中で頑張っていきたいと思っている。

#### ○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

#### ○野口委員

羽田空港へ行った翌日が大地震だったので、強烈に記憶に残っている。それからもう3週間近くなる。またこれから先、どういう方策をとっていたのか、特に4月からは放射線の問題などに対する対策を先取りしていかないといけないと思う。幸い大田区の学

校施設や子どもたちには被害がなかったように聞いている。

今後、仮に放射能の値が増えてきた場合、4月当初、給食について混乱することがあるかもしれないと考えるが、それについて区で対策を行っているか。

#### ○学務課長

給食用牛乳は、メグミルクと契約しているが、震災以降早々に原乳が安定的に調達できないということから納品できなくなり、中止となった。その後、食材について、学校によっては業者が納品困難という品目が出てきている。もう一つは、電車の運休などにより、委託業者が学校に到達できないという状況が出てきている。

学務課から学校に対しては、原則、給食を実施する方向で対応し、その実施に当たっては、食材の調達や委託業者の作業員の確保など、その辺を調整しながら、場合によってはメニューを変更してでも対応するよう通知を出した。

また、放射能汚染という問題も発生しているが、健康に影響がないとの国の見解もあり、また、春休みまであと数日間の給食でもあることから、このことについては、学校に対して通知はしていない。学校からもそういった問い合わせはなかった。新学期以降については、今後の状況を判断しながら対応していく。

#### ○野口委員

現時点での見通しとしては、4月以降も現状のまま給食を実施していくということか。

#### ○学務課長

できれば原則として、実施していきたい。保護者の関係もあり、弁当を持ってこない子もいる。食育という教育上の観点から、できるだけ対応をしていきたい。しかし、放射能の影響により、東北地方の野菜類が使用できなくなった場合において、どのように対応するかは、今後、状況を把握しながら検討していきたい。

#### ○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

#### ○藤崎委員

地震の翌日以降の小中学校における下校問題についてだが、3月14日の午後2時くらいに、教育委員会から各学校あてに、保護者に対して児童の引き取りを依頼するようにと通知がきた。ところが、その時間帯には、すでに低学年は下校しはじめていたり、保護者に連絡しようとしても保護者が見つからなかったりと、いろいろな問題があったようだ。おそらく各学校は、いろいろ考えて対応したのではないかと思う。

こういった場合、学校はどこまでは教育委員会からの指示を待つのか、どこからは校長判断でやっていくところなのか。校長、副校長や教員たちも相当対応に苦慮したのではないかと思うが、保護者に対してしっかりとした説明をできないと、保護者からいろいろな意見が出てきて、更に学校側が混乱するということがある。

今回、地震被害を受けた地域では、役所自体がなくなっていて最後は独自判断になっ

ているところもある。仮に、役所が絶対になくならないという前提で物事が決まっているのであれば、これを機会にいざというときのすみ分けをしておくことと、もう一度確認するという機会をつくる必要があるのではないか。単に「無事でよかった。」「大変だった。」で終わらせたくはないという感想を持っている。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の報告を求める。

○教育総務課長

郷土博物館の休館については、郷土博物館の条例施行規則により、月曜日と年末年始の6日間と定められている。ただし、理由がある場合には臨時休館をすることができるとなっている。

今回、郷土博物館収蔵庫内の資料燻蒸作業を行うため、本年6月7日(火)から同月9日(木)までの三日間、臨時休館とする。6月6日(月)は、通常の休館日になる。区民への周知については、郷土博物館の内外での掲示、区報、ホームページで周知をする予定である。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

### 日程第3 「議案審議」

○委員長

それでは、第20号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第20号議案 大田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、説明する。

第2章の後に「第3章 議事日程」として第8条及び第9条を追加する。これまでの会議規則では、議事日程についての規定がなかったが、他区の規則を参考にして、規定を整理する。(新)第8条及び第9条は、次のとおりである。

第8条 委員長は、議事日程を作成し、開会の日前3日までに委員に送付しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これを省略することができる。

2 議事日程には、会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件及びその順序等を記載しなければならない。

第9条 委員長が必要と認めたとき又は委員から動議が提出されたときは、議事日程の順序を変更し、又は事件を追加することができる。

2 前項の動議は、会議に諮り、討論を行わないでこれを決めなければならない。

3 議事日程に定めた日に、会議を開くことができなかつたとき又はその記載事件の議事が終結しなかつたときは、委員長は改めてその日程を定めなければならない。

次に、(旧)第11条については、第1号の開会から第6号の閉会まで会議の順序を定めているが、(新)第8条で議事日程を追加するため、改めて会議日程を規定する必要はないため、削除する。

会議録関係の規定で、(旧)「第26条第2項 会議を公開しないときの会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。」とあるが、これを削除する。理由は、教育委員会会議録の開示・非開示については、請求人から開示請求を受けて判断するものであり、「これは非公開だから別に作成をしなければならない。」ということはなく、あらかじめ会議録を別に作成する必要はないので、この規定は不要ということで削除する。仮に非開示となった場合は、その部分を黒く塗りつぶした形で対応する。

その他、文言の整理をしている。この規則の施行日は、平成23年4月1日を予定している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、第20号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第20号議案について、原案どおり決定する。

第21号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第21号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明する。

(新) 第2条の表 学務課の項に「就学相談担当係長」を加える。また、社会教育課の項に「国体担当係長」を加える。この分掌事務については、次のとおりとする。

(新) 第8条の表学務課の款中「就学相談担当係長(1) 就学支援委員会に関すること。(2) 就学相談員との連絡調整に関すること。」を加える。これは就学相談から特別支援学級の学級編制、学習指導支援までを一貫して対応する組織に改めたいということで、教育センターの教育相談業務の就学相談と就学支援委員会を学務課に所管替えするものである。

(新) 第8条の表社会教育課の款中「国体担当係長(1) 国体に関すること。」を加える。これは平成25年度に東京都で国体が開催予定だが、大田区でもカヌー競技が行われる予定である。その実施に向けた準備を行う組織である。

その他、文言整理、不要になった部分等の削除などを行っている。

施行日は本年4月1日を予定している。

○委員長

第21号議案について、意見、質問はあるか。

○野口委員

確認だが、教育センターが学務課の所管に変わるということか。

○教育総務課長

教育センターが学務課の所管になるということではなく、就学支援関係の事務だけを教育センターから学務課へ移すものである。職員については、教育センターの職員が学務課の職員としても兼務し、対応するということである。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第21号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第21号議案について、原案どおり決定する。

第22号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第22号議案 大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

報酬の額を区長部局の非常勤職員と均衡を図る観点から引き下げる。引き下げの額は0.3%程度である。これは特別区人事委員会の勧告により、職員も0.3%引き下げになっており、その関係で均衡を図ったものである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第22号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第22号議案について、原案どおり決定する。

第23号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第23号議案 大田区立教育センター処務規則の一部を改正する規則について説明する。提案理由は、教育センターに指導主事に替わり統括指導主事を置くことに伴い、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。第2条の表中、現行の「指導主事」を「統括指導主事」に改める。第4条のどのような職員を置くかという定めでは、現行の「指導主事」を「統括指導主事」に替えるものである。その他、指導主事を統括指導主事に替えている。

施行日については、本年4月1日を予定している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

統括指導主事は、以前はあまりいなかったように思うが、統括指導主事がなくなるということは今後、あり得ないのか。

○教育総務部長

あり得ないとは言えませんが、統括指導主事は東京都の制度である。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第23号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第23号議案について、原案どおり決定する。

第24号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第24号議案 大田区立館山さざなみ学校教職員宿舎及び大田区立伊豆高原学園管理事務所職員宿舎管理規則の一部を改正する規則について説明する。

提案理由は、伊豆高原学園の改築に伴い、校外教育等を行うための宿舎変更に係る管理規定を改正する必要があるため、この案を提出する。

伊豆高原学園の改築にともない、(旧)別表中「静岡県伊東市八幡野1154番の3」を「静岡県伊東市八幡野1151番の36」に改める。今後、学園の改築が始まるので、職員宿舎を現在の伊豆高原荘の位置に移すものである。施行日は、本年4月1日を予定している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第24号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第24号議案について、原案どおり決定する。

次に、第25号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第25号議案 大田区立学校校外施設管理事務所処務規程の一部を改正する訓令について、説明する。提案理由は、伊豆高原学園の改築に伴い、代替施設の管理運営を行うため規程を改正する必要があるので、この案を提出する。

改正の内容は、第2条中「所は、大田区立伊豆高原学園」の次に「（改築に伴う準備及び供用期間中の代替施設を含む。）」を加え、現在の伊豆高原荘の管理運営についても行っていくということである。伊豆高原荘については、現在は地域振興部の所管になっているが、教育委員会に移すということである。

また、第6条については、文言整理を行う。施行日は本年4月1日を予定している。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

言葉の確認だけだが、「専決」と「決定」の言葉を変えることによって、所長の決定権や範囲の違いがあるのか。あえて言葉を変える必要は何か。

○教育総務課長

特に、「専決」から「決定」になって、意味が変わることはないが、通常「専決」という言葉を使っていないので、ほかの規程との関係で直したものである。内容が変わるものではない。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第25号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第25号議案について、原案どおり決定いたします。

続いて、第26号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第26号議案 大田区立大森海苔のふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。提案理由は、施設の使用を館の事業に関連する活動を行う団体にも拡大し、施設の有効活用を図るため、この案を提出する。

第5条第1項において、現行では使用できる団体等を「学校又は社会教育関係団体」と限定しているが、これに「館の事業に関連する活動を行う団体」を加える。どのような団体が想定されるかであるが、大森本場、乾海苔問屋協同組合、あるいは海苔問屋の有志によるイベントなどにも使えるようにして、できるだけ施設の有効活用を図っていくということである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第26号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第26号議案について、原案どおり決定する。

第27号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第27号議案 公文書不存在通知決定に係る審査請求について説明する。

審査請求人から公文書の不存在通知決定に係る審査請求が出された。審査請求人の名前は省略をする。

まず、これまでの経緯を説明する。平成23年2月22日付けで審査請求人から公文書開示請求書が提出された。対象となる公文書の件名・内容は、次の二つである。

(1) 大田区教育委員会が教育長に事務委任した「都から派遣された日勤講師に関する勤務条件、服務等」についての規則

(2) 大田区教育委員会は都から日勤講師の派遣を受けたとき、その勤務条件等について事務委任をしているはず。その委任の事実がわかるもの。

これに対して、同年3月9日付け「公文書不存在通知書」により該当する公文書がないことを通知した。都は「派遣された日勤講師に関する勤務条件、服務等」について区教育委員会に委任していないので、委任の事実を証明するものはない。このため、不存在理由として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められているため。」としている。開示請求のあった規則については、備考欄に「(前略)インターネットで公開されています。」ということで、請求人にも話をしている。

これに対して、同年3月16日付けで審査請求人から次のとおり審査請求書の提出があった。

(1) 審査請求に係る処分 平成23年3月9日付けで行った公文書不存在通知書

(2) 審査請求の趣旨 不存在理由の内容及び書き方

(3) 審査請求の理由 22指第12729号において、不存在理由を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められているため。法の名称が書かれているだけで

その条文が明らかになっていない。極めて不誠実な書き方であり、承服できない。具体的にどの条文を根拠に不存在としているのか論理的な説明を求める。

第27号議案で本日、審議していただく決定内容は、本審査請求については適法なものと判断して受理していいか、2番目として教育長に本審査請求についての弁明書の提出を求めてよいかどうか、3番目に弁明書、請求人からの反論書をいただいた後、個人情報保護審査会に諮問をしてよいかどうか、この三点について審議をお願いします。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○野口委員

東京都の嘱託ということだが、東京都教育委員会との連絡等はどのようになっているか。

○指導課長

東京都教育委員会とは、連絡を取り、都の日勤講師の条例等について話をしたうえで、このような形になった。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

問題は、この審査請求が適法なものかどうかということだ。適法なものだとすると、教育長に弁明書の提出を求めて、審査会に諮問するというのは、そうしなければいけない流れだと思う。適法かどうかについては、実は教え方が不親切だということが異議にあたるのかというとやや疑問なしとしないのだが、不服申立てと幅広く意味をとって慎重を期するという意味では、原案どおりでいいのではないかと私は思う。審議会に諮問した上で、審査会がこれはそもそも適法ではないと言うのならいいが、こちらであまり適法性を厳しくするよりは、決定に不満というものも広くとってやっていいのではないかと私は思うが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第27号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第27号議案について、原案どおり決定する。

第28号議案と第29号議案については、同様の内容なので、一括して事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第28号議案と第29号議案について、一括して説明する。いずれも、学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告についてである。提案理由にあるが、いずれも大森第七中学校の校庭から飛来した野球ボールで屋根瓦が破損したということで損害賠償請求が出されているものである。

第28号議案については、本年3月4日に示談が調い、賠償金の支払いを行った。壊れた箇所数は14箇所、賠償金の額は397,834円である。

第29号議案についても、提案理由にあるように本年3月22日に示談が調い、賠償金の支払いを行った。こちらの修理箇所は10箇所、賠償金の額は409,563円である。

この2件については、地方自治法第180条に基づき直近の区議会へ報告を行う予定である。

この大森第七中学校の野球ボール飛球による損害賠償は、あわせて12世帯からいただいている。この2件を含むと4件で示談が調ったことになる。引き続き、あと8世帯についても、誠意を持って交渉を続けていきたいと考えている。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第28号議案及び第29号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第28号議案及び第29号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第3回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時48分閉会)